

稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針

本市は、土地区画整理事業や南武線高架化事業、ニュータウン地区での住宅建設などが進み、市域の状況が大きく変化しています。開発の進展に伴い人口も着実に増加し、今後も児童・生徒の増加が見込まれる状況となっています。

こうした状況の中、市立小中学校の教育環境をより良いものとするため、学識経験者、学校関係者及び地域活動関係者で構成する「稲城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、学区制及び通学区域のあり方について検討いただきました。

適正学区等検討委員会は2年にわたり6回開催され、検討を進めていく中で、通学区域変更等によって影響を受ける地域の学校関係者及び地域活動関係者の意見を伺った上で、平成24年11月1日に「検討結果報告書」が提出されました。

市教育委員会では、適正学区等検討委員会から示された意見を尊重しつつ、通学区域変更対象地域の事前住民説明を行った上で、稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針を下記のとおり策定しました。

なお、南山東部土地区画整理事業地区内に入居が想定される時期に合わせ、平成24年12月17日に基本方針の一部を策定しましたが、このたび、それを含め全体的な基本方針として策定しました。

平成25年1月28日

稲城市教育委員会

記

1 学区制について

通学上の負担軽減、安全性の確保、災害時の適切な対応が図られること、児童・生徒数の推移予測により計画的に学校施設整備が図られることから、これまでどおり指定校制を採用します。

なお、転居、兄弟在学、身体的・精神的な理由などにより指定校変更を認める制度は継続し、通学区域の弾力的な運用を図ることとします。

2 通学区域について

(1) 学校規模の現状と将来予測

① 学校規模の現状

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）において、標準的な学校規模を小中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下と定めています。

平成 24 年 5 月 1 日における小中学校の児童生徒数及び学級数は、「表－1 小学校児童数・学級数」、「表－2 中学校生徒数・学級数」のとおりとなっています。小学校においては 11 校中 2 校が小規模校、1 校が大規模校、中学校では 6 校中 4 校が小規模校となっています。

表－1 小学生児童数・学級数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

学校名	児童数	学級数	学校名	児童数	学級数
稲城第一	5 9 1	1 8	向陽台	2 8 7	1 2
稲城第二	1 1 2	6	城山	4 5 2	1 5
稲城第三	5 6 2	1 7	長峰	4 9 8	1 6
稲城第四	5 0 5	1 5	若葉台	1, 0 5 6	3 1
稲城第六	2 6 3	1 0	平尾	4 6 3	1 4
稲城第七	4 7 3	1 6	合計	5, 2 6 2	1 7 0

表－2 中学生生徒数・学級数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

学校名	児童数	学級数	学校名	児童数	学級数
稲城第一	3 5 4	1 1	稲城第四	2 0 9	7
稲城第二	2 8 8	1 0	稲城第五	4 2 1	1 2
稲城第三	4 0 6	1 1	稲城第六	5 0 8	1 5
			合計	2, 1 8 6	6 6

② 将来予測

少人数学級に関する国の政策動向が不透明なため、小学 1 年生及び 2 年生、中学 1 年生を 35 人学級と想定し、南山東部土地区画整理事業の保留地処分計画を考慮した上で、今後 10 年間の児童生徒数・学級数の推移を予測しました。

その結果は、以下に述べるとおりですが、南山東部土地区画整理事業の換地の部分、現在進んでいる市施行の土地区画整理事業及びその他の開発行為による影響については、把握や推計が難しいことから加味していませんので、実際の学級数等が推移予測を上回る可能性があります。

ア 小学校

- 小規模校・・・稲城第二小学校
- 大規模校・・・稲城第一小学校、稲城第三小学校、稲城第七小学校
- 使用可能教室数超・・・稲城第三小学校、稲城第七小学校

イ 中学校

- 小規模校・・・稲城第二中学校、稲城第四中学校、稲城第六中学校
- 大規模校・・・稲城第三中学校
- 使用可能教室数超・・・稲城第一中学校、稲城第三中学校

(2) 基本的な観点

通学区域の設定に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ① 学校規模の適正化：可能な限り普通教室として使用可能な教室数を超えない学級数とすること。
- ② 通学の安全の確保：可能な限り踏切や幹線道路、交通量の多い道路を渡らずに済むようにするなど、通学の安全を図ること。
- ③ 地域との関わり：地域活動と連携した学校教育が進められるよう配慮すること。

(3) 通学区域の設定

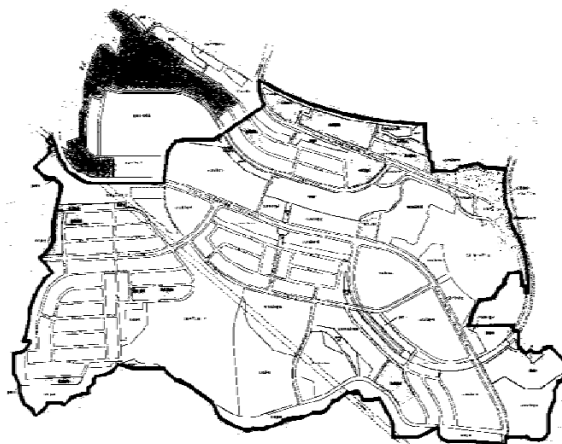
上の三つの観点のうち「②通学の安全の確保」を最優先項目として検討した結果、通学区域を以下のとおり決めました。

ア 南山地域について

(ア) (仮称)南山小学校開校前の小学生

南山東部土地区画整理事業地内において、(仮称)南山小学校が開校するまでの間(平成26年度末まで)に次に示す区域(下図の黒塗りの区域)

に発生する小学生については、入居区域が稲城第三小学校の通学区域に隣接することから、通学の安全性を踏まえ、稲城第三小学校を指定校とします。

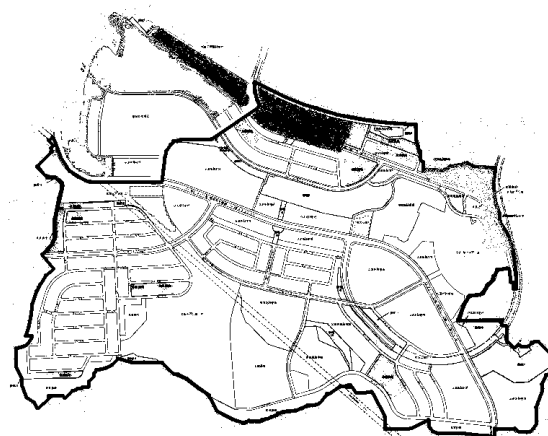


(イ) (仮称) 南山小学校開校後の小学生

(仮称) 南山小学校開校後は、南山東部土地区画整理事業地内に発生する小学生は、地域の一体性を考慮し、下の(エ)に示す区域の小学生を除き、(仮称) 南山小学校を指定校とします。

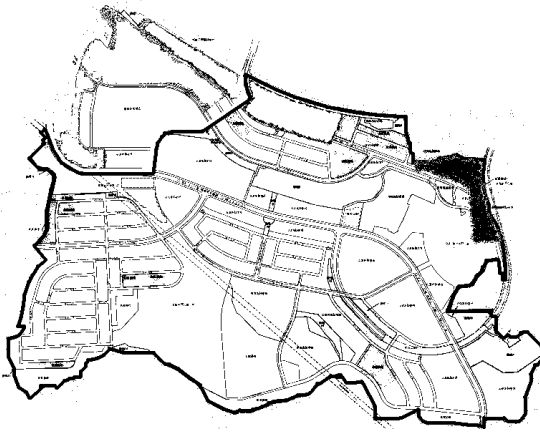
(ウ) 稲城第一小学校区から (仮称) 南山小学校区への編入

稲城第一小学校の通学区域のうち南山地域（下図の黒塗りの区域）については、地域の一体性を考慮し、(仮称) 南山小学校開校後は同校の学区に編入します。



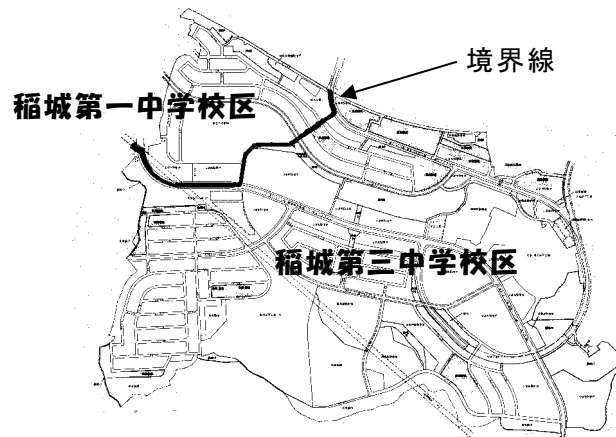
(エ) 南山地区の稲城第七小学校区

稲城第七小学校の通学区域のうち南山地域（下図の黒塗りの区域）については、(仮称) 南山小学校開校時において通学路として使用可能な道路が築造される見込みがないため、(仮称) 南山小学校開校後も稲城第七小学校区とします。



(オ) 中学生

南山東部土地区画整理事業地内の中学生については、道路の状況及び学校規模を考慮し、下図に示す境界線で区切って、稲城第一中学校区と稲城第三中学校区とします。



イ その他の地域について

(ア) 稲城第三小学校区から（仮称）南山小学校区への編入

稲城第三小学校学区のうち稲城駅南側の部分（下図の黒塗りの部分）は、南山東部土地区画整理事業に伴う通学の安全性や区画整理事業の進展に伴う地域の一体性、稲城第三小学校の学校規模を考慮し、（仮称）南山小学校開校後は同校の学区に編入します。



(イ) 稲城第三小学校区から稲城第六小学校区への編入

南武線高架化事業に伴い踏切が解消されることから、通学の安全性や稲城第三小学校の学校規模を考慮し、南多摩駅付近と稲城長沼駅付近の稲城第三小学校と稲城第六小学校の学区境を、幹線道路である川崎街道で区切り、下図の黒塗りの区域を稲城第三小学校区から稲城第六小学校区へ編入します。



(ウ) 城山小学校区から向陽台小学校区への編入

城山通りと向陽台公園通りに挟まれた区域（下図の黒塗りの区域）は、道路を横断することなく、向陽台小学校に通学することができるため、通学の安全性や城山小学校の学校規模等を考慮し、向陽台小学校学区へ編入します。



ウ 特別支援学級の通学区域について

今後、特別支援教育の推進・充実に関する基本方針（平成 23 年 10 月 24 日教育委員会決定）に基づき、特別支援学級の増設が計画されていますが、現時点においては個々の特別支援学級の規模を予測することが極めて困難であることから、今回は特別支援学級への指定校制の導入は見送ることとします。

しかし、将来的には、通学の利便性及び規模の適正を図るため、特別支援学級についても指定校制の導入を検討することとします。

(3) 通学区域変更等の時期

平成 27 年 4 月 1 日とします。

ただし、南山東部土地区画整理事業地区に通学区域を設定する時期は、平成 25 年 2 月 1 日とします。

(4) 児童・生徒の学区域変更に伴う経過措置について

通学校の変更に当たりましては、経過措置を設け、児童・生徒の心身に影響を及ぼさないよう配慮します。

具体的な内容は別紙のとおりとします。

3 今後について

市教育委員会では、概ね 5 年ごとに適正学区等の検討を行うこととしていますが、国・都の施策の動向や開発の進展具合など、教育環境を取り巻く状況が大きく変化した場合は、基本方針を適宜見直すこととします。